

# 工 事 仕 様 書

東 海 農 政 局

1. 件 名 東海農政局津市庁舎増築棟屋上防水改修工事
2. 工 事 場 所 三重県津市広明町 415－1 東海農政局津市庁舎
3. 工 事 概 要 (1) 増築棟屋上への仮設通路及び落下防止手すり等の設置  
(2) 増築棟屋上の既存防水シートの撤去及び塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート防水機械的固定工法による屋上防水の改修  
(3) 改修したルーフィングシート防水の保護塗装仕上げ  
(4) 既存のアルミ笠木の再利用
4. 支 給 材 料 な し
5. 工 期 契約締結日から令和 5 年 3 月 24 日まで
6. 仕 様

## (1) 一般事項

第 1 この仕様書に記載されていない事項は、下記の標準仕様書によるものとする。

- ア 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）  
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)
- イ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）  
(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

第 2 仕様書等に記載されていない特殊な材料又は機器等をもって施工する場合は、当該製造会社の指定する仕様又は工法による。

第 3 図面及び仕様書の内容に相違がある場合、明記のない場合又は疑義を生じたときは、監督職員に協議し、その指示に従う。

第 4 工事施工上必要な施工図、工作図を作成したときは、施工に先立ち監督職員の承認を受ける。  
また、工事の内容が設備機器の場合は、機器の製造会社の製作図にその仕様書を添え提出する。

第 5 発注者が指定した材料、工法等について、請負者は代案を申し出ることができる。ただし、代案について発注者が承認又は助言に必要な設計図書、カタログ、価格調書等の提出を求めたときはこれに応じる。

第 6 工事現場は、危険防止・災害防止・盗難その他事故防止に努める。

第 7 工事に使用する材料は、仕様書に記載されているもの、又は同等以上のものとする。  
ア 材料又は機器は、あらかじめ見本品・カタログを発注者に提出し承認を受ける。  
イ 監督職員が行う材料検査は、特に指示する材料以外は抽出検査とし、軽微なものは検査を省略する。  
ウ 管理上の不手際で、工事材料に変形、変質、汚損又は損傷があった場合は、これを使用してはならない。

第 8 設備工事は、図面、仕様書のほか関係法規、条例等及び技術基準に従う。

第9 工事中、隣接建築物、道路その他工作物及び既存部分に対し、汚損又は損傷しないよう適当な方法で養生を施す。

第10 解体又は発生材の整理及び処理については、請負者において関係法規に基づき適切に処分する。

第11 工事が完成したときは、原形復旧又は後片付け清掃を行う。

## (2) 特記事項

第1 撤去資材等発生材  
廃棄物等は、廃棄物処理法等の法律に基づく処理を遵守する。

第2 工事日の決定  
工事日は、監督職員と協議するものとし、天候等により防水処理の必要が見込まれる場合は、仮設の防水を実施する。

第3 施工中の環境保全等  
ア 騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例等の騒音や振動に関する規制等の諸法令を遵守する。  
イ 騒音、振動、塵埃の発生が予想される工事等、執務に支障のある作業や周辺住民への配慮を必要とする作業を行う場合は、事前に監督職員と協議し、必要な対策を講ずる。

第4 環境への配慮  
ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成31年2月閣議決定。以下「グリーン購入法基本方針」という。）に定める特定調達物品等を使用する。  
なお、特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。特定調達物品等以外の環境物品等についても環境への負荷の少ない物品等の使用に努める。  
イ 東日本大震災の影響により、グリーン購入法に基づくグリーン購入法基本方針による特定調達物品等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。  
ウ グリーン購入法基本方針における特定調達品目「公共工事」の配慮事項（資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。）に留意する。

第5 官公署等への手続  
ア 請負者は、工事施工上法令等に定める手続が必要な場合には、遺漏なく関係官公署及びその他関係機関への手続を行うこと。  
イ 請負者は、届出の承諾又は許可を得た場合には、その写しを監督職員に提出すること。  
ウ 請負者は、事前の届出又は許可を申請する場合には、あらかじめ監督職員と必要な事項について協議しなければならない。

第6 施工の制約  
本工事は、執務並行改修であり、作業時間等は原則下記による。ただし、騒音・振動に係る規制（騒音規制法、振動規制法、公害防止条例等）がある場合はこれを遵守すること。  
また、施工に先立ち監督職員と協議を行う。  
ア 作業時間及び作業内容は原則次の通りとする。  
（ア）開庁日  
作業時間  
8時30分から17時00分まで  
作業内容  
・執務室に立ち入る必要のない作業  
・騒音、振動等により執務に支障をきたすおそれのない作業

(イ) 閉庁日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日）

作業時間

8 時 3 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

作業内容（執務上影響のない作業は除く。）

- ・執務室に立ち入る必要のある作業
- ・騒音、振動等により執務に支障をきたす作業
- ・電力、通信、給排水関係のインフラ切替作業

イ 上記アに関わらず、工事により執務に支障をきたすと監督職員が判断した場合は、作業を中止し作業方法について監督職員と協議を行う。

ウ 下記の場合は、工事予定の原則 14 日前までに理由を書面で監督職員に提出して、協議を行う。

（ア）執務室内で工事を行う場合

（イ）閉庁日に工事を行う場合

（ウ）作業時間外に工事を行う場合

#### 第 7 工事用資材の搬入搬出

工事用資材の輸送については、工事用資材搬入者に運搬ルート及び安全輸送対策につき指導を行うとともに、交通安全確保に努める。

また、クレーン使用時のアウトリガ設置箇所には、敷鉄板等を敷設するものとする。

#### 第 8 既存施設の利用

工事に必要な水及び電力は無償で利用できる。ただし、節水、節電に努めること。

#### 第 9 完成図書の提出

次の図書を監督職員に 2 部提出する。

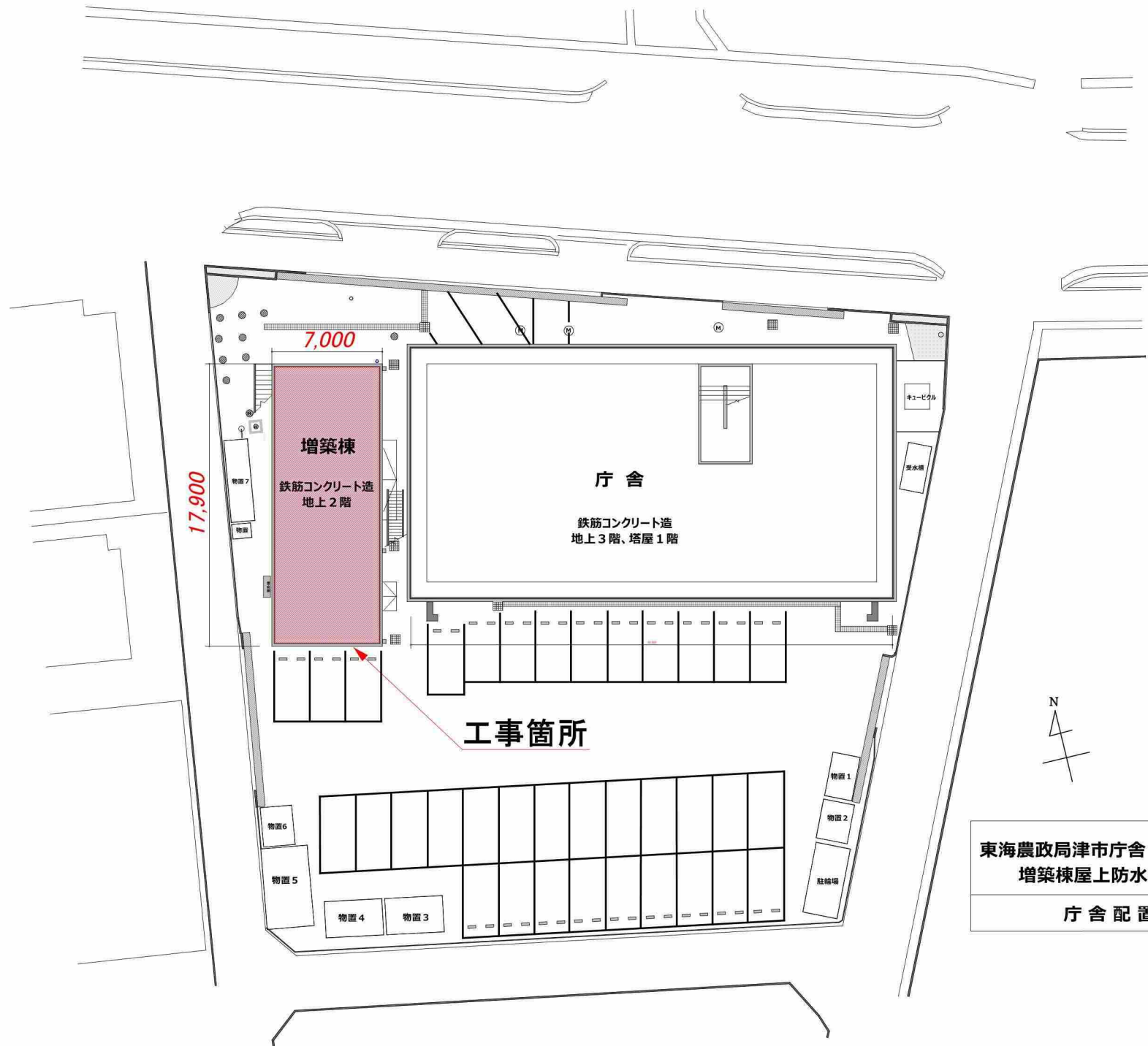
1. 工程表 2. 施工計画書 3. 打合簿 4. 工事材料搬入報告書 5. 工事材料品質証明書 6. 工事写真 7. 完成図 8. 産業廃棄物管理票（マニフェスト） 9. その他

#### 第 10 別工事を要しない。

工 事 数 量 表

| 名 称           | 摘 要                                                                            | 単位 | 数量 |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|----|
| 増築棟屋上防水改修工事   | 添付図面参照                                                                         |    |    |
| 1 仮設工事        |                                                                                |    |    |
| 1) 仮設昇降階段等    | 屋上階への通路、落下防止手すり等養生及び運搬を含む。<br>（アンカー打込の場合は、施工後、復旧すること。）                         | 式  | 1  |
| 2 既存防水シート撤去工事 |                                                                                |    |    |
| 1) 既存防水シート撤去  | 既存屋上防水仕様<br>・下地モルタル塗<br>・合成高分子ルーフィング防水加硫ゴム系<br>（E.P.Tブチルゴム）1mm 以上<br>・シルバーコート塗 | 式  | 1  |

|                        |                                                                                                  |   |   |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|
| 2) 既設下地処理              | S 3 S 工法による。<br>ひび割れ、欠損等ある場合は補修を行う。                                                              | 式 | 1 |
| 3 新規防水工事               |                                                                                                  |   |   |
| 1) 塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート防水 | 塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート防水工法<br>・平場部 S - M 2 機械的固定工法<br>・立上り部 S - F 2 接着工法<br>絶縁用シート、固定金具、プライマー及び接着剤を含む | 式 | 1 |
| 2) 改修用ドレイン             | 横型ドレイン（直径75mm） 3 ヲ所                                                                              | 式 | 1 |
| 3) 脱気筒                 | ステンレス製 2 ヲ所                                                                                      | 式 | 1 |
| 4) ルーフィングシート保護塗装       | ルーフィングシートの製造所の仕様による。                                                                             | 式 | 1 |
| 4 笠木工事                 |                                                                                                  |   |   |
| 1) 既存笠木撤去、復旧           | アルミ製 W 220                                                                                       | 式 | 1 |
| 5 資材搬入搬出費              |                                                                                                  | 式 | 1 |
| 6 発生材処分費               |                                                                                                  | 式 | 1 |



東海農政局津市庁舎  
増築棟屋上防水改修工事

庁舎配置図

# 東海農政局津市庁舎

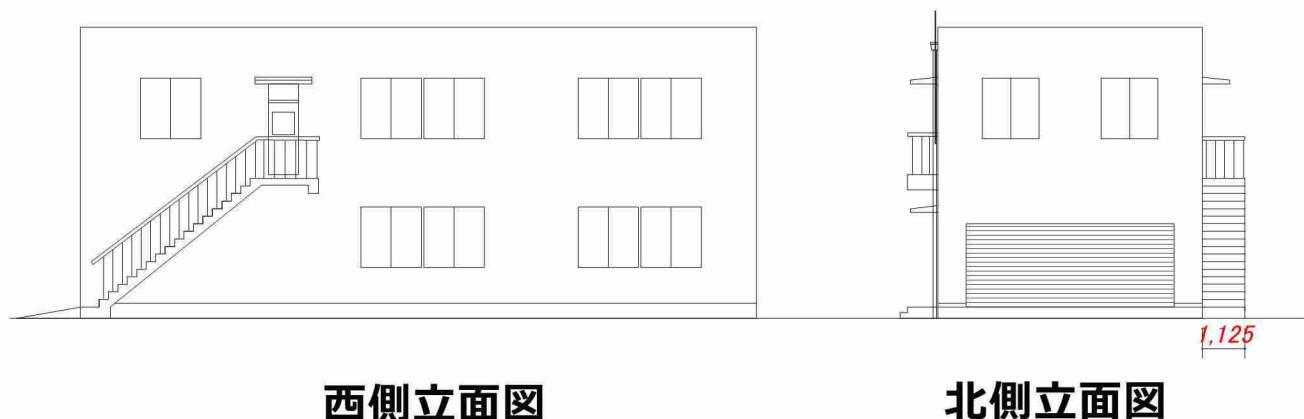
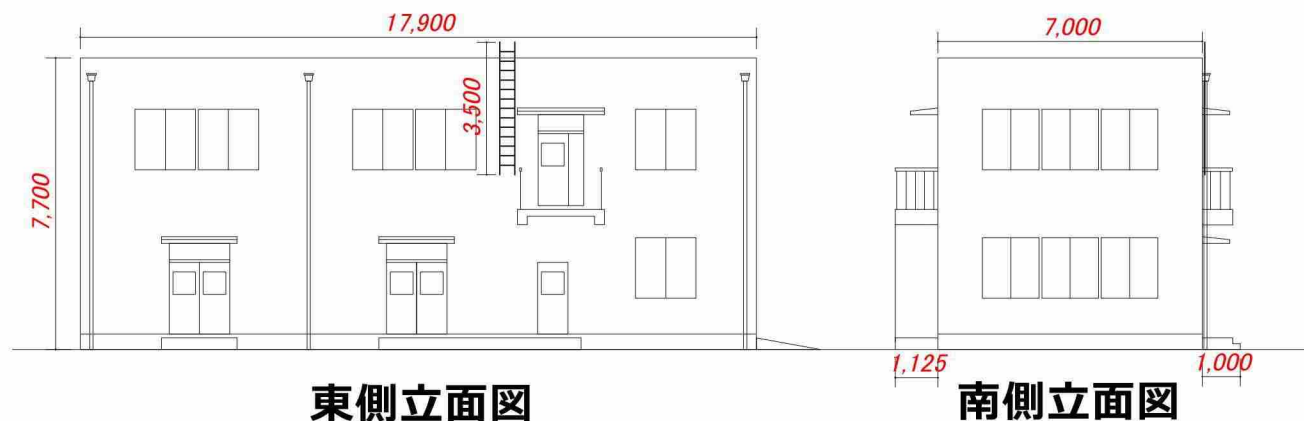
## 増築棟立面図

### 改修前屋上防水仕様

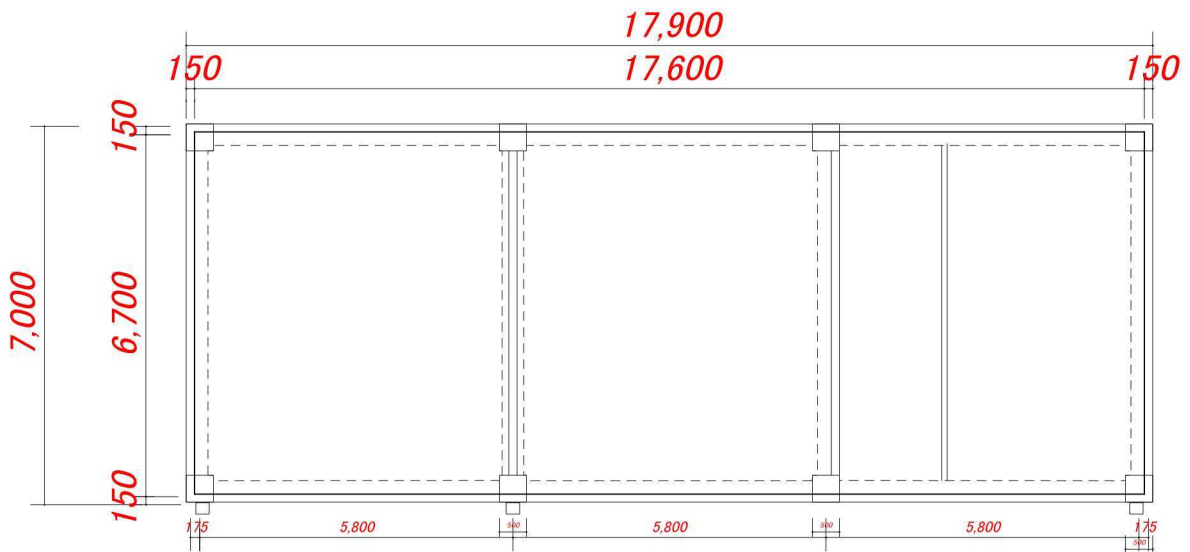
- ・ 下地モルタル塗
- ・ 合成高分子ルーフィング防水  
加硫ゴム系（E.P.Tブチルゴム）1mm以上 シルバーコート塗
- ・ アルミ笠木 W220
- ・ 下地モルタル塗

### 改修後屋上防水仕様

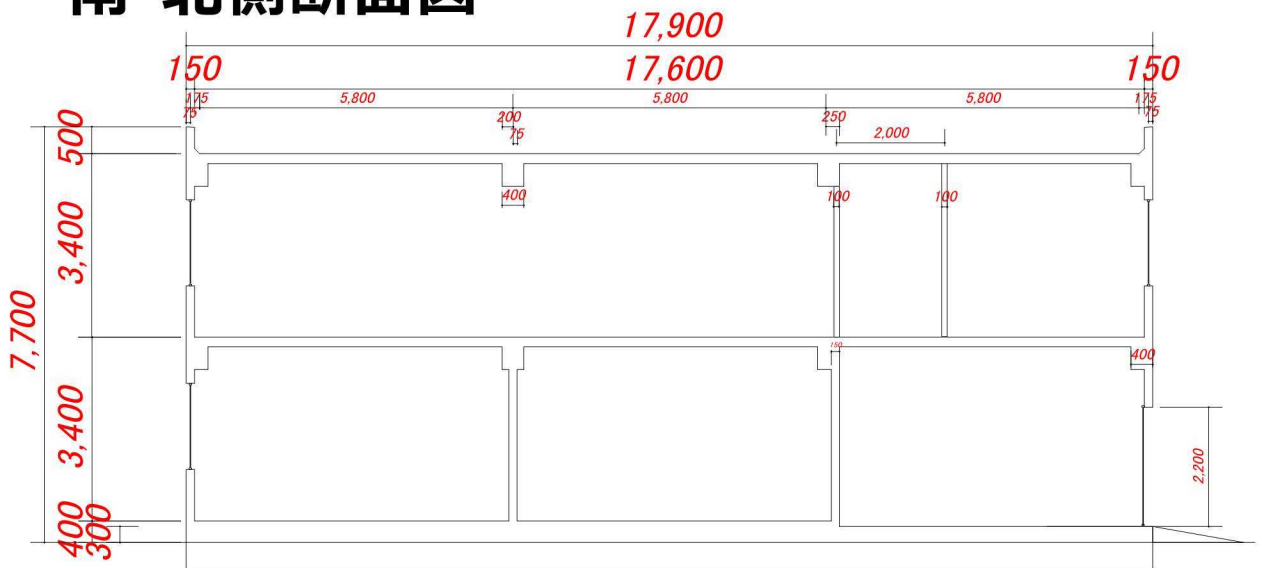
- ・ 既設下地の処理  
公共建築改修工事標準仕様書（S3S工法）に準じる
- ・ 合成高分子ルーフィング防水  
平場部 : 機械的固定工法 S-M2  
絶縁用シート敷設  
塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート（1.5mm）の固定金具による固定  
立上り部 : 接着工法 S-F2  
塩化ビニル樹脂系ルーフィングシート（1.5mm）張付け
- ・ 保護塗装（シート製造所の仕様による）
- ・ アルミ笠木 W220（再利用）



上面断面図



南-北側断面図



東-西側断面図

